

献上桃の郷。



こおりまち

桑折町

令和5年度

醸芳保育所入所児募集要項



問い合わせ先

醸芳保育所 ☎582-3229
教育委員会 教育文化課 こども教育係
☎582-2403

桑折町教育委員会

令和5年度 醸芳保育所入所児を募集します！

◇申込期間 令和4年11月18日（金）～30日（水）

教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定とは、保育の必要性の有無やお子さんの年齢等により以下の認定区分に認定され、それに基づき教育・保育を行います。

認定区分

保育所・幼稚園の利用を希望する保護者は、教育・保育給付認定の申請をして、町から認定を受ける必要があります。なお、認定された区分で利用できる施設が異なります。

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
要件	満3歳以上(令和2年4月1日以前生まれ)で、教育を希望する場合	満3歳以上(よう令和2年4月2日以降生まれ)で、(※1)に該当し、保育を希望する場合	満3歳未満で、(※1)に該当し、保育を希望する場合
施設	醸芳幼稚園	醸芳保育所	

(※1)下記の「保育を必要とする事由」

保育を必要とする事由

2・3号認定を受ける要件

保護者及び世帯員全員が次の「保育を必要な事由」に該当する乳幼児です。

- ①就労 1ヵ月に48時間以上、家庭外で仕事をしている場合、または家庭で日常の家事以外の仕事をしている場合
- ②母親の出産等 妊娠中や出産後間もなく、兄姉の保育が困難な場合
- ③疾病等 病気や心身に障がい有している場合
- ④病人の介護 親族の常時看護・介護(要介護1以上)をしている場合
- ⑤家庭の災害 火災、地震その他の災害の復旧に当たっている場合
- ⑥求職活動をしている場合
- ⑦就学 学校に在学している、または職業訓練を受けている場合 ※週3日、1日4時間以上通学していること
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業中の継続利用 保護者が出産により、育児休業を取得したときに、既に保育を利用している子(兄・姉)が引き続き保育が必要(家庭で必要な保育を行うことが困難な状態)であると認められる場合は継続できます。
- ⑩その他①～⑨に類する状態にあると認められる場合

保育を利用できる期間

認定要件	保育期間
①	当該年度の3月31日まで ※ただし就労期間が年度途中で終了する場合はその日まで
②	産前8週間。産後は、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
⑥	90日を限度(年度内1回のみ)
⑦	卒業(修了)する日まで
⑨	出産した子(弟・妹)が1歳になる前の月まで
③④⑤⑧⑩	保育が必要と認められる期間

開所日時

月～土曜日(祝日・年末年始を除く) 午前7時30分～午後7時

※保護者の勤務時間等に応じ、保育時間内で決めることができます。また、新入所児は、初めての集団生活で緊張と疲れから体調を崩しやすくなりますので、スムーズに集団保育になじめるように2週間程度短時間の慣らし保育を行いますのでご理解ください。

申込み

対象 桑折町に住民登録をしている0歳(生後2ヵ月を過ぎる者)～2歳児(当該年次4月1日までに2歳になる者)で保護者及び世帯員全員(※2)が保育を必要とする事由に該当する乳幼児
(※2)70歳以上の祖父母や18歳以下の学生(高校生まで)・児童は必要ありません。

募集人員 120名

受付期間 令和4年11月18日(金)～30日(水)

受付時間 午前8時30分から午後5時まで(土、日、祝日は除く)

受付場所 醸芳保育所

提出書類 **全ての書類の鉛筆書きでの書類提出は不可**

新規入所児(①～⑤)、継続児(①～③)を提出して下さい。(必要に応じて⑤を添付して下さい。)

①教育給付認定申請書兼現況届 ②入所申込書 ③家族状況調 ④**保育を必要とする事由を証明する書類** 保護者及び世帯員全員分(※2)の書類を添付してください。また、同施設へ兄妹等同時に申し込む場合は、世帯員全員分を1世帯各1部ずつの提出となります。

⑤納税等口座振替依頼書(継続児は不要です。利用口座を変更する場合は、提出して下さい。)

*2人以上申込み場合は、お子さん毎に提出してください。(同じ口座の場合は一部提出で可)

また、ゆうちょ銀行を利用する方は、通帳・銀行印を持参し直接郵便局へ提出してください。

④保育を必要とする事由を証明する書類について

(継続児は提出の必要はありません。変更のある方、就労契約更新のある方はその都度提出願います。)

◎保護者及び世帯員全員分(※2)を提出

事由	必ず提出する書類	備考
就労	○就労証明書(会社勤めの方) ○ <u>自営業・農業申立書(自営業等の方)</u>	月48時間以上の就労していることが証明されていること
母親の出産等	○保育必要事由申立書 ○母子手帳の写し(母氏名と出産予定日を記載した頁)	
疾病等	○保育必要事由申立書 ○障がい者手帳の写し・診断書(原本)・意見書・療養計画書・要介護認定結果通知の写し等のいずれかを添付	「保育ができないこと」が明記されていること
病人の介護	○保育必要事由申立書 ○介護保険被保険者証の写し・障がい者手帳の写し等のいずれかを添付	介護度1程度以上の記載
家庭の災害	○保育必要事由申立書	
求職活動	○求職活動状況申立書 ○ハローワークの受付票の写し	
就学	○就学状況申立書 ○在学証明書・学生証の写し・職業訓練受講決定通知書等のいずれかを添付	週4日、1日4時間以上通学していること
育児休業中の継続利用	○保育必要事由申立書 ○必要性の理由が認められるもの	

※受付時に聞き取り調査を行いますので、母子手帳を持参してください。

※利用承諾決定の際、保育所職員や教育文化課職員による聞き取り調査を行うことがあります。

注意事項

◎書類が全て揃ってからの受付となりますので余裕をもって申込みください。

◎全ての書類は、事実に基づき正確に記入し、申込みしてください。内容が事実と異なる場合は、承諾を取り消すこともあります。

◎申込み児童の家庭で保育料の未納がある場合は、完納してから申込みをしてください。

◎申込み内容の変更や利用を取りやめる場合は、速やかに保育所へ連絡してください。

日程

令和5年2月中旬に予定しています保護者説明会で、4月より保育を利用する児童に「保育所入所承諾書」を配付します。なお、**年度途中に入所する児童については、利用する前月に配付します。**

保育開始は、令和5年4月1日(土)となります。新入所児の入所式は令和5年4月5日(水)になります。

保育料

令和5年度 釀芳保育所利用料(案)

※令和5年4月中旬に保育料決定通知を配付します。

階層区分		保育所利用料(月額:円)		
		桑折町		国
			ひとり親世帯等	
第1階層	生活保護世帯	0		0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0
第3階層 a	市町村民税均等割課税世帯	10,000	4,500	19,300~19,500
第3階層 b	市町村民税所得割課税額 15,000 円未満	17,000	8,000	
第3階層 c	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	19,300	9,000	
第4階層	市町村民税所得割課税額 77,100 円未満	28,000		28,000
	市町村民税所得割課税額 97,000 円未満			
第5階層	市町村民税所得割課税額 169,000 円未満	30,000		43,900~44,500
第6階層	市町村民税所得割課税額 301,000 円未満	32,000		60,100~61,000
第7階層	市町村民税所得割課税額 397,000 円未満	35,000		78,800~80,000
第8階層	市町村民税所得割課税額 397,000 円以上			102,400~104,000

※保育料は、入所児童と生計をともしする親、または児童を扶養している祖父母の町民税額により算出されます。なお、未申告により町民税額が確定していない場合、保育料を決定することができませんので、必ず申告されるようお願いいたします。また、桑折町へ令和4年1月1日以降に転入した方・住民登録が桑折町以外の方は、以下の書類を必ず提出してください。(未申告・未提出の場合は、最高額(35,000円)の保育料となります。)

転入した方・住民登録が桑折町以外の方の提出書類 ※両親分を提出してください。

前住所地での所得・課税証明書(コピーでも可)または、市町村民税特別徴収額の決定通知書のコピー	
令和4年1月1日以降に転入した方	申込み時に令和4年度の書類を提出
令和5年1月1日以降に転入する方 住民登録が桑折町以外の方	・申込み時に令和4年度の書類を提出 ・令和4年度の課税額が、6月頃に確定しますので、6月以降に令和5年度の書類を提出

前期(4月~8月分)利用料 → 令和4年度 市町村民税額により算出します。

後期(9月~3月分)利用料 → 令和5年度 市町村民税額により算出します。

※令和5年度の課税額は6月頃に確定します。

※所得課税証明書は過去6か月以内に発行されたものを提出してください。

※令和4年度後期利用料算定時等に、すでに令和4年度所得課税証明書または、市町村民税特別徴収額のコピーを提出し、その後、修正申告等していない方は提出不要です。

幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施され、3歳から5歳児と0歳から2歳児の非課税世帯の利用料が無償となりました。なお、保育所に入所している児童が誕生日を迎え満3歳になった場合の保育所利用料は、無償化の対象となりませんが、幼稚園入園後の幼稚園授業料は対象となります。

減免措置

①同時利用による軽減

同一世帯において、兄弟が保育料軽減対象施設を利用している場合は、年齢の高い順に2人目は表の額から半額、3人目以降は無料となります。

②所得状況に応じた軽減

世帯の市町村民税所得割課税額が57,700円未満の場合は、兄弟の年齢にかかわらず年齢が高い順に2人目が半額、3人目以降は無料となります。

③ひとり親世帯等の軽減

1人目が表の額となり、市町村民税所得割課税額が77,100円未満の世帯は、2人目以降が無料となります。

※①②の申請は必要ありませんが、③の場合、必要になります。